

# 税務署から「確定申告書等(プレプリント用紙)」は郵送されません。

前年より、税務署からは「確定申告のお知らせ」ハガキ及び文書のみ郵送されています。

そこで会員の皆様へは、事務局から「**下書き用**」を郵送します。(平成31年1月中旬頃予定)



会員の皆様は、その「下書き用」へ記載の上、事務局までお持ちして頂きますよう宜しくお願い致します。また、事前に「下書き用」へ書き上げておきたい方は、事務局で常に備え付けておりますので、ご来局下さい。(来局時受け渡し。再郵送不可)

※事務局から「**確定申告書等(プレプリント用紙)**」の郵送は行っておりません。ご了承下さい。

## ※プレプリント用紙。

※会計ソフト「**ブルーリターンA**」利用者は、**下書き用**を仕様せず、ノートパソコン・データ等をお持ち下さい。

## 「土地・建物等及び株式等の売却」や「住宅購入」「ふるさと納税」など その他特殊事情のある方への確定申告時の対応について

### ☆土地・建物等の売却のある方(譲渡所得申告)

土地・建物等の売却(譲渡所得)の申告については、特別な計算や特例等があり、複雑で税額にも影響がある事から、**委託税理士**が担当致します。(予約制・別途料金)

### ☆「住宅購入」「ふるさと納税・医療費控除」等その他特殊事情のある方

「住宅借入金控除」については、近年、登記名義や物件内容の多様化(共有名義・中古物件・自宅兼事業所など)により「複雑化」してきています。また、「ふるさと納税」や「医療費控除」等については、「電子申告」を行う場合には「**添付省略**」となりますが、その為には「**データ化**」しなくてはならず、相当な時間がかかる場合があります。「確定申告」をスムーズに終わらせる為にも、必ず12月・1月中の「**個別相談**」等のご利用をお願いします。

## 会計ソフト「ブルーリターンA」ご利用の皆様へ

### ☆「ブルーリターンA 2019」へのバージョンアップについて

ダウンロード版ブルーリターンA(以下DL版BRA)へ移行済の方は、平成31年1月上旬～**配信予定**です。「BRAスタートメニュー」で表示され、BRA起動時に自動ダウンロードされます。

DL版BRAへ移行していない方は、1月中旬に「CD-ROM」での郵送を予定しており、到着後にインストールをお願いします。ダウンロード及びインストール終了後、引き続きの入力でも**新バージョン**を起動してお使い下さい。

(入力途中でダウンロード・インストールを行ってもデータは消えません。)



### ☆確定申告時の対応について

確定申告期間中は、原則「**入力データチェック等**」は行いません。出来るだけ、12月・1月中の「**個別相談**」での指導を受けて頂きますようご協力をお願い致します。

# 確定申告直前決算チェックシート

平成30年分の決算と申告に当たって今一度ご検討いただくために、従来からの誤りの多い事項等のうち主な事項を一覧表にしましたのでご活用ください。

項目	検討事項	チェック欄
売上	①昨年すでに売上に計上した売掛金・未収入金などが今年も売上に計上されていませんか。	※
	②今年末までにまだ入金されていない売掛金・未収入金などは、売上に計上されていますか。	※
	③銀行口座に振込まれた売上代金が、売上に計上されていますか。	
	④家事消費や事業用消費した金額を売上に計上されていますか。	
	⑤空箱・段ボール等の売却代金や、受け取りリベートは、雑収入に計上されていますか。	
仕入	①昨年すでに仕入に計上した買掛金が、今年も仕入に計上されていませんか。	※
	②今年末までに、まだ支払っていない買掛金は、仕入に計上されていますか。	※
	③仕入返品や仕入値引き分の処理はできていますか。	
期末棚卸	①棚卸しは必ず行なってください。	※
租税公課	①所得税・住民税・各種健康保険料など、経費にならないものを除外されていますか。	★ 事業用部分と家事用部分を1つの請求で支払っている場合には、使用時間・使用割合など、自分で最も適当とする割合で按分してください。
	②店舗(事業)併用住宅にかかる固定資産税のように事業用と家事用の両方に使用しているときは、家事用部分を除外されていますか。	
水道光熱費	①家事用部分は、除外されていますか。	
通信費		
損害保険料		
地代家賃		
減価償却費	◎取得価額が10万円以上のものは、減価償却の対象となります。*選択事項有り	☆
接待交際費	①事業に関係ない家事費部分が入っていませんか。家事費分は経費になりませんので、除外されてください。	
修繕費	①1つの修理・改良などのために要した金額が20万円未満のときは修繕費になりますが、それ以外のときは、複雑な判断が必要となります。	☆
給料賃金	①事業主の生活費が含まれていませんか。(生活費は経費になりません)	
	◎年末調整は済んでいますか。また、源泉徴収税額の納付は済みしましたか。	
専従者給与	①届け出は済んでいますか。	
	②15歳以上・生計を一にしている・専ら仕事に従事している等の条件に当てはまりますか。	
	③経費に算入した専従者給与を受けた人は、配偶者控除・配偶者特別控除または、扶養控除を受けることは出来ません。	
貸倒金	①自分で貸し倒れと思っても、税法上厳しい判断基準がありますのでご注意ください。	
消耗品費 備品費	①取得価額が10万円以上のものが含まれていませんか。	

◎現金主義の届け出を出している方は、※チェック欄は必要ありません。

☆青色申告者が平成18年4月1日から平成32年3月31日までの間に、取得価額30万未満の減価償却資産を取得し、業務に使用した年にその取得価額を必要経費(年の合計額は300万円を限度)とすることができます。(少額の減価償却資産の特例)但し、減価償却計算欄へ合計額・措置法28条2適用記載・適用した減価償却資産の明細別途保管などが必要。  
また、固定資産税(償却資産)への影響がありますので、くわしくは事務局までご相談下さい。

個別相談へのご参加は**完全予約制**です。青色申告会へ電話かメールでお申し込み下さい。※定員がありますので、お申し込みはお早めに!!

Tel 098-868-8218 / E-mail: [info@naha-aoiro.jp](mailto:info@naha-aoiro.jp)

※メールでのお申込みは名前、連絡先、希望参加時間の記載も忘れずに!!  
《事務局には専用駐車場はございません。お近くの有料駐車場等をご利用下さい。》

